

16川監公第10号

平成16年7月12日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	館	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

監査の種別 定期監査

監査の対象 環境局（緑政部）

健康福祉局（長寿社会部）

港湾局（港湾振興部）

高津区役所（建設センターを除く。）

水道局（工務部浄水業務関係）

市民オンブズマン事務局

収入役室

人事委員会事務局

監査の範囲 平成15年度執行の財務事務

監査の期間 平成16年4月1日から

平成16年6月29日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類及び現地を調査した。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 前渡金の精算を適正に行うべきもの

支出の特例である資金前渡を受けた前渡金については、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第95条第1項により、前渡金管理者は、用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに所管収入役に提出しなければならないとされている。

しかしながら、臨時的任用職員に係る賃金の支払については、前渡金による支出の精算を行っていない事例が見受けられたので、規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

（環境局緑政部公園緑地課、中部公園事務所）

2 使用承認等を適正に行うべきもの

川崎市都市公園条例（昭和32年条例第6号）第7条により、有料施設を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、承認を受けなければならないとされている。また、同条例施行規則（昭和32年規則第6号）第5条第3項により、公園事務所長は有料施設の使用を承認したときは、有料施設使用券を交付することとされ、さらに、同規則第6条第3項により、有料施設を使用する際の使用料は、有料施設使用券交付の際徴収することとされている。

しかしながら、等々力緑地屋内野球練習場の使用については、使用後に規則に定める承認を行い、使用料を事後に徴収している事例が見受けられた。有料施設の使用承認、使用料徴収の時期等について、規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

（環境局中部公園事務所）

3 委託契約業務と嘱託医の職務を区分すべきもの

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）に基づき、恵楽園においては、入所者に対し年2回の健康診断を実施している。

この健康診断業務は、入所者の健康管理を目的として任用している嘱託医との間で別途委託契約を締結している。

しかしながら、当該健康診断は、嘱託医の勤務日に実施されており、本来の嘱託医の職務である入所者の診察と重複する部分がみられるので、当該委託契約の業務と嘱託医の職務を明確に区分されたい。

（健康福祉局恵楽園）

4 薬品類の保管管理を適正に行うべきもの

薬品類については、薬事法（昭和35年法律第145号）、川崎市物品会計

規則（昭和39年規則第32号）等の関係法令に基づき、保管管理を適切に行わなければならないとされている。

しかしながら、向精神薬を施錠機能のない保管庫に保管している事例、劇薬を他の薬品と区別せずに保管している事例、緊急時用等として購入している薬剤を入所者の常用薬が切れた際の対応に用い、外部の医療機関の処方薬から使用分を戻している事例、薬品類の消耗品出納簿及び物品交付請求書を作成していない事例等が見受けられたので、関係法令に基づき、薬品類の保管管理を適正に行われたい。

なお、期限切れの薬品を大量に保管している事例が見受けられたので、使用量を考慮し、計画的に購入されたい。

（健康福祉局恵楽園、介護老人保健施設三田あすみの丘）

5 事業の執行について検討すべきもの

長寿荘においては、生きがいと創造の事業として、盆栽、鎌倉彫などの講座を実施している。同事業の運営要綱第9条により、材料費等の実費は徴収するとしているにもかかわらず、実際には受講者から全く実費を徴収していなかったため、規定に基づき徴収されたい。

なお、当該事業は、参加者を公募しているが、年々応募者の減少が見られ、限られた者に対する事業となっていることから、事業の在り方について検討されたい。

（健康福祉局長寿荘）

6 工事請負契約のかし担保期間を適正に設定すべきもの

共同事務所汚水管・雨水管補修工事については、港湾局が定める設計・積算実務要覧により補修工事であるとしてかし担保期間を6か月としていたが、工事の内容は、集水ます設置、取付管布設、宅内雨水ますの設置などコンクリート構造物等の設置工事であった。

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第55条第1項により、鉄骨又はコンクリート構造物の工事のかし担保期間は2年とされていることから、工事請負契約の締結に当たっては、工事名称ではなく工事の内容に応じた適正なかし担保期間を設定されたい。

（港湾局港湾振興部庶務課）

7 産業廃棄物運搬処理委託の契約を適正に行うべきもの

産業廃棄物の運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第3項において、委託契約書に含むべき事項として、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法等を定めている。

しかしながら、産業廃棄物処理業務委託については、委託契約書に最終処分の場所の所在地等が記載されていなかった。

産業廃棄物の運搬、処分等の委託契約書の作成に当たっては、当該処分を予定している最終処分場を記載するよう改善されたい。

（港湾局港湾振興部庶務課）

8 委託契約書の作成を適正に行うべきもの

川崎市港湾振興会館管理委託については、港湾振興会館等の管理運営に加え、東扇島内の公園、緑地、歩道の除草、せん定及びごみ収集等を委託しているが、委託業務の具体的な内容を定めた仕様書には除草、せん定、ごみ収集等の実施回数が記載されていなかった。

業務の実施回数等は、業務委託契約の主要な項目であるので、契約の締結に当たっては、疑義が生じることのないよう適正な契約書を作成されたい。

（港湾局港湾振興部企画振興課）

9 時間外勤務命令の見直しを行うべきもの

守衛業務を担当する職員に対して、月曜日から金曜日まで毎日1名に一律30分（午後5時から午後5時30分まで）の時間外勤務命令を行っている。午後5時以降は非常勤嘱託員が守衛業務を行っており、引継業務を想定してその勤務時間は午後4時45分からとなっているが、15分間では引継業務を行うことができないことを時間外勤務命令の理由としている。

しかしながら、引継業務に常に45分もの時間を要していることから、引継方法を改善するなど業務の効率化を図り、時間外勤務命令の見直しを行われたい。

（高津区役所区民生活部総務課）

10 業務委託契約を適正に行うべきもの

契約書の作成に当たっては、疑義が生じないようにするために必要な事項を漏れなく記載することが求められている。また、検査に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項により、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、高津地区親子運動会の実施に伴う業務委託等において、仕様書に委託業務の内容が具体的に記載されていない事例並びに仕様書、見積書及び報告書の内容が一致していない事例が多数見受けられた。

業務委託契約の実施に当たっては、業務内容について確認、検討の上、仕様書を作成するとともに、関係書類に基づいた適正な検査を行われたい。

（高津区役所区民生活部総務課、同地域振興課）

11 切手の保管管理を適正に行うべきもの

切手について、保管場所を分散し在庫管理が不十分な事例及び必要数量を大幅に超えて保管している事例が見受けられた。切手は換金性の高い物品であり厳重な保管が求められるので、適正な管理を行われたい。

(高津区役所区民生活部区民課、橋出張所)

12 前渡金の精算を適正に行うべきもの

毎月必要とする前渡金については、川崎市金銭会計規則第95条第1項により、前渡金管理者は翌月7日までに前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに所管収入役に提出しなければならないとされている。

しかしながら、生活資金貸付金について前渡金の精算が著しく遅延していた事例が見受けられたので、規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

(高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課)

13 補修工事契約にかし担保を設定すべきもの

工事契約を締結する場合のかし担保については、川崎市水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)第55条第1項により、工事の種類ごとにかし担保責任の存続期間が定められ、さらに、同条第2項により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、かし担保を定めることができることされている。

しかしながら、物件修繕伝票で処理している浄水場の設備等の補修工事契約については、一律にかし担保を無しとしていた。補修工事については、完成検査時に直ちに発見することが困難な施工上のかしが問題となることがあり得るため、工事の内容に応じて適正なかし担保を設定されたい。

(水道局工務部水運用センター、同水質課、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場)

14 委託業務の執行について適正に行うべきもの

浄水場の植樹管理作業委託において、作業に伴い生じた芝、草、枝等の処分手数料については、委託料とは別に、受託業者が処理費用の領収書等の写しを請求書に添付し請求手続を行うことになっている。長沢浄水場における処分手数料の請求書には、受託業者分の領収書の写しのほかに再委

託先と思われる業者分の領収書の写しが添付されていた。同委託業務の一部を再委託することは可能であるが、受託業者からその報告が文書で行われていなかったため、他の業者分の領収書がこの委託業務に係る処分手数料かどうかの確認ができない状態であった。今後は、再委託先を確実に把握した上で、処分手数料の支払をされたい。

また、平間配水所の植樹管理作業委託については、平間配水所のほかにも隣接する第1配水工事事務所用地など計6か所を作業箇所としているが、第1配水工事事務所用地及び契約課資材係用地の2か所について、委託業者から提出された作業日報に、市担当者の押印がなかった。平成16年4月からは、組織改正により施設管理課が新設され、浄水場等における契約の設計及び発注を一括して行うこととなった。したがって、今後、浄水場等における各種委託業務については、一つの契約で履行箇所が数多く、複数の部署にわたるものが増えていくことが予想されるため、適正な検査確認が行われるよう徹底されたい。

(水道局長沢浄水場、平間配水所)